

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

改正大気汚染防止法!! 石綿（アスベスト）飛散防止対策の強化

令和2年6月5日に、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の排出等の抑制を図るため、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月1日から順次施行されます。

これまで規制対象となっていない石綿含有成形板等の不適切除去により石綿が飛散したり、不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし、取り残しが問題となっていました。

今回の改正により規制の範囲が拡大され、すべての石綿含有建材が対象になり、新たに規制対象となった形成板等には作業基準などの順守義務が新たに生じています。また、これまでも規制対象だった石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、遮熱材、耐火被覆材などは、より基準が強化されます。

建築物を解体・改造・補修する際は、石綿含有建材が使用されていないか事前調査を行う必要がありますが、改正法ではこの事前調査を一定の資格者が実施することが義務付けられます（令和5年10月1日施行）。また、一定規模以上の工事*を行う場合は石綿の有無に関わらず、事前調査結果の報告が義務付けられます（令和4年4月1日施行）。

事前調査の結果、石綿含有吹付け材や保温・断熱・耐火被覆材などが使用されている場合、作業開始14日前までに届出をするとともに、発注者への書面説明・作業現場への掲示が必要です。これに加えて事前調査記録の作成、書面の現場備え付け、その写しの3年間保存が必要になりました。また、この届出が不要な場合でも作業開始前に作業計画を作成し、

当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが改めて位置づけられました。

罰則も強化され、その対象も拡大されました。これにより、隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合は直接罰（3か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用され、下請負人にも罰則等の対象になります。さらに都道府県等による立入検査の対象範囲も拡大されます。

事前調査の結果、石綿含有建材が使用されていたら・・・これまでは対象外のため、通常通りの作業を行っていたかもしれません。しかし、4月1からはすべての石綿含有建材が対象です。通常の工期を組んでいると、作業計画の作成や手続きにより、工期に影響を及ぼす可能性もあります。

解体工事を行っている場合は今一度、ご確認ください。また、元請業者さん、委託する産業廃棄物処理業者さんの許可証に「石綿含有産業廃棄物を含む」と書いてありますか？併せてご確認をお願いします。

* [規範要件]

- ・建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上
- ・建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上